

## 水循環基本計画の策定根拠等

○水循環基本法(平成二十六年四月二日法律第十六号) 抄

第二章 水循環基本計画

第十三条 政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画（以下「水循環基本計画」という。）を定めなければならない。

2 水循環基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 水循環に関する施策についての基本的な方針

二 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、水循環基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、水循環基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、水循環基本計画の変更について準用する。

7 政府は、水循環基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 総論

### 2 本計画の位置付けと対象期間

#### (本計画の位置付け)

水循環に関する施策（地下水の適正な保全及び利用に関する施策を含む。以下同じ。）については、健全な水循環の維持又は回復という目標を共有し、これら個別の施策を相互に連携・調整しながら進めていくことが重要である。また、政府全体で総合的に調整しながら進めていくことが必要となる施策も多い。

こうしたことから、平成26年7月に水循環基本法（平成26年法律第16号。以下「法」という。）が施行され、内閣総理大臣を本部長とする水循環政策本部が設置された。また、同月、第1回水循環政策本部会合が開催され、幹事会の設置が決定された。

本計画は、法第1条に規定する目的を達成するため、法第13条の規定に基づいて、我が国の水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、我が国の水循環に関する施策の基本となる計画として位置付けられる。

また、本計画以外の水循環に関する計画と連携し、政府一体となって健全な水循環の維持又は回復に向けた取組を進める。

### 6 本計画の構成

本計画は、第1部において、現状と課題を整理した上で、社会経済情勢の変化等を踏まえ、集中的かつ総合的に推進する取組を定めるとともに、法第3条に規定する5つの基本理念に沿って、さらに、長期的な視点を踏まえながら、今後実施すべき施策の基本的な方針について定める。

また、第2部において、第1部の基本的な方針を踏まえ、政府が総合的かつ計画的に講ずる施策を具体的に定める。